# はこ及び



平成29年10月1日施行

## 条例の制定背景・目的

歩きながらの喫煙は、すれ違う人に火傷を負わせたり、衣服を焦がしてしまったりする可能性 がある大変危険な行為で、他者のたばこの煙による健康被害も懸念されています。

本市では、このような問題を未然に防止することによって、喫煙する人としない人がお互いに 安全で快適に過ごせる生活環境を確保するためこの条例を制定しました。

# 本条例に係る用語の解説









#### 歩きたばこ

公共の場所において、歩行中に喫煙したり、歩行中に火のついたたばこを所持すること

## 路上喫煙(止まっての喫煙)

公共の場所において、同一の場所にとどまって喫煙したり、火のついたたばこを所持すること

## 公共の場所

道路、広場、公園その他の不特定多数の人が利用する場所 (室内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。)

# 歩きたばこ禁止

市内全域の公共の場所での 歩きたばこを禁止します。





# 路上喫煙の制限

下記条件を満たさなければ路上喫煙すること はできません。

- ・他者の通行の妨げと ならない場所に停止する。
- 自らの喫煙により 他人に煙を吸わせないようにする。
- ・吸い殻入れを使用する。





## 規制区分

喫煙の 種類 区域	歩きたばこ	<b>路上喫煙</b> (止まっての喫煙)
市内全域	禁止	条件付き喫煙可 (路上喫煙の制限)
禁止区域	禁止* 違反者への対応 [勧告▶命令▶過料]	

平成29年10月1日から 市**内全域で規制スタート** 

施行から1年を目途に **市内に禁止区域を指定** 



# 禁止区域等の指定

市は、歩きたばこと路上喫煙を特に禁止する必要がある区域を「禁止区域」に指定することができ、違反者に対する過料規定も設けています。

※なお、禁止区域内で喫煙可能な指定喫煙場所や時間帯の指定も可能としています。

禁止区域については、地域の状況を踏まえ、周辺住民や関係団体の意見を聞いた上で、施行から1年を目途に指定します。

#### 禁止区域内で歩きたばこ又は路上喫煙をした者への対応

勧告

禁止区域内で歩きたばこや路上喫煙をしている者に対し是正や中止を勧告します。

命令

勧告に従わない場合、勧告に従うべきことを命じます。

過料

命令に従わない場合、2万円の過料を科します。



## 求められること

市

市民等

市民、市内に 勤務・通学する者、 市内を通過する者 歩きたばこや路上喫煙の防止に 対する関心及び理解を深める。 市が実施する施策に協力する。

市民等や事業者への啓発や支援など、必要な施策を実施する。

事業者

管理権限を持つ場所で 灰皿の撤去等により環境の整備を行う。 従業員など関係者の意識啓発を図る。 市が実施する施策に協力する。

喫煙する人としない人がお互いに安全で快適に過ごせる生駒市を目指して。